

政府が通常国会に提出する独占禁止法改正案が、大筋で固まった。公正取引委員会が十四日、自民党独禁法調査会に提示した承了案を得た。建設工事などで相次ぐ談合事件への対策を強化。消費者や中小企業の保護を徹底するため不当表示などに課徴金を科す。産業界などに警戒する声もあり、運用の透明性向上や不服申立制度改善が課題となる。

改正案では、談合やカルテルの幹事業者など「主犯格」の企業に科す課徴金の額は通常の「一・五倍」になる。先導役への制裁を重くすることで、違反発生を減らしたい考

独禁法改正案

自民調査会が大筋了承

公取委の独禁法改正案のポイント

- ▽談合やカルテルの「主犯格」企業に科す課徴金を5割増しに
- ▽課徴金を科す時効（除斥期間）を3年から5年に延長
- ▽自主申告した企業の課徴金を減免する制度を拡充
 - ・子会社を含めグループ会社を1社と数える
 - ・1事件に関して5グループまで減免（現在は3社まで）
- ▽「不当表示」に消費者団体訴訟権制度を導入
- ▽他社株式を取得した際の事前届け出を義務付け
- ▽審判制度は全面的に見直し。08年度中に検討し、措置を講じる

一方、違法行為を自ら申告した企業の課徴金を減免する制度を拡充する。消費者保護に重点を置き、誤った増しを減らす。このところ公取委は不当表示に関する監視を強化しており、処分件数は急増している。カシミヤの

えた。大手ゼネコン幹部。対象企業を増やすことは「課徴金強化はむむむ」と、公取委が入手する不当表示を対象に加える。得ないが、主犯の線引きを違反情報を増やして監視を強める。このところ公取委は不当表示に関する監視を強化しており、処分件数は急増している。カシミヤの

課徴金、不当表示も対象

消費者保護 鮮明に

公取委が示した課徴金の新算定率案 (対象の違法行為に関係した売上高にかかる割合)			
	主犯格	主犯格以外	主犯格以外
談合やカルテル	10%	3%	2%
中小企業の場合	4	1.2	1
↓法改正で新たに追加			
不当表示	6	2	1
不当表示(再違反の場合に適用)	3	2	1
不当表示(対象製品の売り上げが1億円以上の場合)	3		
不当表示(違反にかかる取引が20億円以上の場合)	0.5		

含有率を偽装した衣料品、肉を「鶏降り」と表示した飲食店などに、表示を改めるよう排除命令を下している。改正後はこうした案件に課徴金が科され、カーと直接の取引がある。二次部品メーカーの下に、二次、三次の部品メーカーが連なる。自動車業界では「不当な取引をしないようグループ全体で取り組む必要が出てくる」との声が出ている。度には廃止すべきだ」との

新たな対象になる行為について独禁法に詳しい石田英道弁護士は「談合やカルテルと異なり、何が不当かなど違法行為の範囲が明確でない」と懸念する。排除命令だけでなく課徴金も科されると、不服申し立てが増える可能性もある。現在は公取委自身が是非を判断する仕組みで、産業界では「検察」と裁判官を兼ねる審判制の見方も出ている。

20年 2月 15日

日本経済新聞(朝刊)